

箱根町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全確保に資するため、町民等に対しスズメバチの巣の駆除に要した費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内においてスズメバチが営巣している敷地並びに建物（集合住宅にあっては、共用部分を除く。）及び工作物等（以下「敷地等」という。）を所有し、賃借し、又は管理する個人であって、駆除業者（スズメバチの駆除を業とする業者をいう。）に委託し、巣を駆除した者であること。
 - (2) 町税等の滞納がないこと。
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人が敷地等（人の居住の用に供する建物を除く。）を所有しているとき又は敷地等が事業の用に供されているときは、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、駆除業者が行ったスズメバチの巣の駆除に要した費用（駆除を行うための建物の解体、復旧その他の駆除作業以外の費用を除く。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、スズメバチの巣1個につき1万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、箱根町スズメバチ駆除費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 補助対象経費の明細が記載された領収書
- (2) 駆除をした場所の位置図
- (3) 敷地等の全体が分かる写真
- (4) スズメバチの巣と分かるもので、駆除前の写真
- (5) 前号と同じ位置から撮影したもので、駆除後の写真

2 申請書の提出期限は、領収書が発行された日から1箇月以内とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、箱根町スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた申請者は、箱根町スズメバチ駆除費補助金交付請求書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、箱根町スズメバチ駆除費補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。